

日野町監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項および第 2 項に基づき、令和 6 年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 27 日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和 6 年 5 月 24 日（金）午前 10 時 40 分～午前 12 時 00 分
監 査 場 所 日野町役場 4 階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 住民課
4. 監 査 対 象 住民課の分掌する事務全般についておよび次の事項について
主たる監査事項 ○マイナンバーカードの普及状況と健康保険証利用について
○外国人住民の窓口対応の現状と課題について
5. 監 査 手 続 令和 6 年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 マイナンバーカードはマイナポイントの付与など国全体で推進されたこともあり、当町のマイナンバーカードの交付率は 4 月末現在で 71.2%となった。申請したものの受領に来られない方が多数おられることは悩ましい課題であるが、定期的に連絡し交付できるよう努められたい。未交付者の人数は、今後保険証機能と一体化となった際の資格確認書の発行数やその時点からのマイナンバーカードの申請者の多さに直結し、現場が混乱する可能性がある。また、マイナンバーカードを活用したコンビニでの各種証明書の発行数も確実に増えており、その分窓口業務の軽減に繋がっていることから、マイナンバーカードの交付率を上げる取組に引き続き努められたい。

外国人人口は 4 月末で 26 か国、902 人、町の全人口に占める割合は 4.4%と増加し続けている。本人の母国の法律に則った戸籍事務など、窓口対応は以前にも増して専門的な知識が必要になっている。

また、母国と日本の文化・生活ルールの違いは近隣住民とのトラブルの原因になるため、しっかりと外国人に説明することが必要である。特にごみの出し方などは生活環境の悪化となり衛生的にも悪影響を及ぼす恐れがあるため、転入手続き時の対応など庁内横断的な対策に努められたい。外国人の転入は今後も増えることが予想される。不要なトラブルを避け、外国人も地域住民も安心して生活できるよう行政で出来る対策を望むものである。。